

和経協令6発第12号

令和 6年 5月 1日

人事労務担当者 各位

和歌山県経営者協会

新規学卒者の初任給調査に関するお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の運営に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内企業の「新規学卒者の確定初任給」を把握するため、今年も標記調査を実施したいと存じます。

大変お忙しいところ、誠に申し訳ございませんが、下記要領にてご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 調査項目

- (1) 今年（2024年4月）入社の新卒者確定初任給について
- (2) 試用期間について

2. 調査表ご記入にあたってのお願い

- ① 調査表は、5月17日(金)までにご返答くださいますようお願いいたします。
- ② 調査表は、本会ホームページ (<http://w-keikyo.com>) にも掲載しております。
- ③ メールまたはファクシミリにてご返送くださいますようお願いいたします。

以上

【調査表送付先または照会先】

〒640-8152

和歌山市十番丁19番地 Wajima十番丁3階

和歌山県経営者協会 事務局（担当：丸山）

〈TEL 073-431-7376・FAX 073-422-0416〉

〈E-mail maruyamat@w-keikyo.com〉

新規学卒者の初任給に関する実態調査表

会社名	部課・役職名	
	氏名	
業種	1. 製造業	2. 非製造業
貴社の従業員数 (全社)	1. 100人未満 2. 100~199人 3. 200~499人 4. 500人以上	

<記入要領>

- 初任給は、所定労働時間を皆勤した場合に支払う税込み月額をご記入ください。
 なお、基本給+諸手当の月額賃金には、通勤手当、時間外手当は除いてください。
 ※諸手当に含まれるもの…住宅手当、地域手当、食事手当など
 採用がない場合でも、金額が確定できる欄についてはご記入ください。
- 「A」…総合職、勤務地非限定、基幹的・判断的職務
 「B」…一般職、勤務地限定、定型的・補助的職務などの区分に対応するものとします。
- 初任給を2023年度額で据え置いた場合は、「前年増減額」の欄には0「ゼロ」とご記入ください。
- 調査結果の公表にあたっては、個別の会社名・内容は非公開と致します。

(1) 今年(2024年4月)入社の新規学卒者確定初任給

学歴	職種	J I 入	基本給		諸手当(名称をご記入下さい)				初任給 (合計=基本給+諸手当)
			円	対前年 増減額 円	手当 円	手当 円	手当 円	手当 円	
大学院	事務	A							
	技術	A							
大 学	事務	A							
		B							
	技術	A							
		B							
営業	A								
	B								
高 専	技術	A							
		B							
短 大	事務	A							
		B							
各種専門 学校(事務)		A							
		B							
高 校	事務	A							
		B							
	技術	A							
		B							
	営業 (販売)	A							
		B							
	現業	A							
		B							

(2) 貴社の試用期間

1) なし

2) あり → ヶ月

恐れ入りますが、ご返信はメールもしくはファクシミリにて5月17日(金)までお願い致します。
 調査用紙は、当協会HP【<http://w-keikyo.com>】でも掲載しております。ご協力ありがとうございました。